〇●事業戦略対応まとめ審査のご案内●〇

特許庁は、平成25年4月より、国内外の事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するため、特許を含む複数の知的財産(特許・意匠・商標)を事業展開の時期に合わせて審査・権利化する「事業戦略対応まとめ審査」を重要施策の一つとして実施してまいりました。この審査では、

- 事業に関連した複数の出願を対象とした審査
- 事業展開に合わせたタイミングでの権利化を支援する審査
- 事業の背景や技術間の繋がりを理解した上で、事業に即した権利の質を担保する審査

の3つを柱に出願人の事業展開をしっかり支援できる権利化を目指します。

今般、これまでの実施結果や出願人ニーズを踏まえた施策の見直しを行い、利便性を一層向上すべく事業戦略対応まとめ審査ガイドラインの改訂を行いました。

・主な改訂点

１）　申請者の要件の緩和
　　異なる出願人が一つのまとめ審査を請求することができるようになりました。

２）　申請可能案件の拡大
　　着手済みの出願も申請対象に含めることができるようになりました。

３）　申請案件の差し換え時期の緩和
　　スケジュール調整が行われるまでは、出願の追加や差し替えができるようになりました。

４）　事業説明の内容例の提示
　　ガイドラインに「事業説明」で求められる内容を例示しました。

上記改訂を含め事業戦略対応まとめ審査について、内容の詳細及び申請方法等につきましては、是非特許庁ホームページをご覧き、またお問い合わせは下記窓口までご連絡ください。

・事業戦略対応まとめ審査について

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/matome_sinsa.htm

・事業戦略対応まとめ審査ガイドライン

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/matome_sinsa/matome.pdf

≪お問い合わせ先≫
特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班
電　話：03-3581-1101（内線 3107）
メール：PA2160@jpo.go.jp